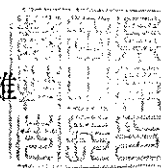


牧之原市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業静波地区）についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

令和3年12月28日

牧之原市長 杉本 基久雄



- 1 大字静波字向原に編入する区域  
大字静波字追廻4117の3の一部、4126の2の一部、字五反畑4217の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部
- 2 大字静波字五反畑に編入する区域  
大字静波字追廻4117の1の一部、4117の3の一部、4119の1、4120の1、4121、4125、4126の1、4126の2の一部、字向原4136の2の一部、字土井ノ内4235の1の一部、4236の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部
- 3 大字静波字土井ノ内に編入する区域  
大字静波字五反畑4189の1から4189の3まで、4190の1の一部、4191の一部、4196の一部、4200の1の一部、4201、4202の一部、4203の1の一部、字西原4757の2、4758の1、4759の1、4760の1、4762の1、4763の2、4764の1、4783の1、4784の1、4785の10の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部

「上記地番は令和3年4月28日現在の登記簿による。」